

活用が期待されるセルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

はじめに

厚生労働省が公表している医療費の動向をみると、2015年度の日本の概算医療費は41.5兆円と06年度に比べ9.1兆円増（+28.0%）となっている。この背景として高齢化による医療費拡大がある。

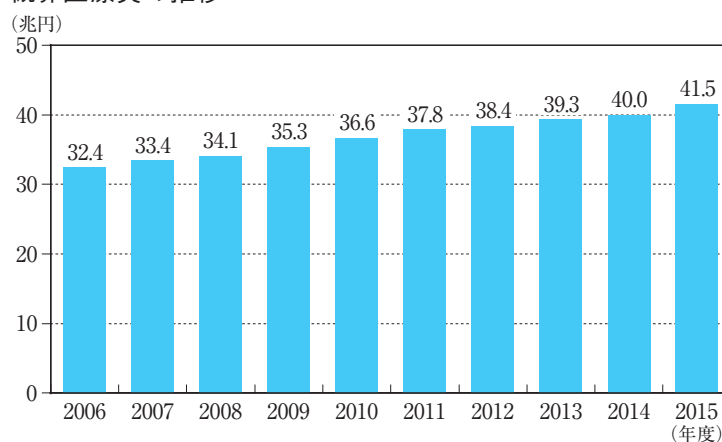
12年10月の同省保健局の「医療費等の将来見通し及び財政影響試算」では、25年度には国民医療費が52.3兆円になると試算されている。高齢

化が進むなか、国民皆保険を維持するための負担がますます増加していく。

高齢化が進み医療費の高騰が懸念される今、必要とされているのが「セルフメディケーション（自主服薬）」の考え方である。日ごろから自分の健康状態や生活慣習に配慮し、定期的に健康診断等を受け、軽い症状であれば市販薬をうまく活用するなど、自分の健康は自分で管理しようという考え方であり、セルフメディケーションは医療費高騰化を抑える効果があると期待されている。

このセルフメディケーションを推進するため、本年1月1日に始まったのが「セルフメディケーション税制」である。ここでは、その概要等を紹介したい。

概算医療費の推移



厚生労働省「医療費の動向」より当研究所で作成

1. セルフメディケーション税制とは

(1) 制度の概要

健康の保持増進および疾病の予防のため、一定の取組み^(注1)を行っている納税者（個人）が、2017年1月1日から21年12月31日までの間に、自己または生計を一にする配偶者・親族のために、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができる。これをセルフメディケーション税制という。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、従来の医療費控除との選択適用となる。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除を併せて受けることはできない。

(注1) 一定の取組：特定健康診査（メタボ健診）、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診のいずれかを1年間（1～12月）に受けること。

なお、生計を一にする配偶者・親族が一定の取組を行っていることは、要件とされていない。

(2) 特定一般用医薬品等購入費の範囲

特定一般用医薬品等購入費とは、医師によって処方される医療用医薬品から、薬局やドラッグストアで購入できるOTC^(注2) 医薬品に転用された医薬品、いわゆるスイッチOTC医薬品^(注3) 等の購入費をいう。（特定一般用医薬品：以下スイッチOTC医薬品という。）

(注2) OTC：Over The Counterの略。OTC医薬品とは、カウンター越しにアドバイスを受けた上で購入できる薬というところから由来している。

(注3) スイッチOTC医薬品：医療用薬品から転用された83成分（17年1月13日時点）を含むOTC医薬品（要指導医薬品および一般用医薬品）。

2. セルフメディケーション税制の対象医薬品

(1) スイッチOTC医薬品が対象となる。対象となる医薬品の薬効の例としては、風邪薬、鎮痛薬、目薬、胃腸薬、鼻炎薬、水虫薬、湿布等がある。

なお、厚生労働省ホームページに「対象品目一覧」が掲載されている（17年6月19日現在、1,630品目）。

(2) 製造メーカーにおいて、スイッチOTC医薬品のパッケージに認識マークを印刷または貼付した製品もある。ただし、本マーク表示に法的義務はないため、表示のない製品もある。



(3) 対象製品を購入した際のレシート（領収書）には、以下の事項が記載されている。

①商品名、②金額、③当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨、④販売店名、⑤購入日
レシートにはこれらの明記等が必須となっている。

*例えば、商品名の前に★印を付け、『★印はセルフメディケーション税制対象商品』とレシートに記載される（★は一例）。

スイッチOTC医薬品の購入時のレシート（領収書）は、確定申告まで保管しておく。

レシートの記載例

★ABC胃薬	1点	¥1,500
合計	1点	¥1,500
★印はセルフメディケーション税制対象商品		

3. 従来の医療費控除とセルフメディケーション税制の関係

(1) 従来の医療費控除

① 医療費控除の概要

その年の1月1日から12月31日までの間に、納税者が自己または生計を一にする配偶者・親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができる。これを医療費控除という。

② 医療費控除の対象となる金額

次の式で計算した金額（最高で200万円）

〔実際に支払った医療費の合計額 - (A) の金額〕 - (B) の金額

(A) 保険金などで補填される金額

(例) 生命保険金などで支給される入院給付金・保険金や健康保険などで支給される高額療養費・家族療養費・出産育児一時金など

(B) 10万円

(注) その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

③ 医療費控除を受けるための手続き

医療費控除に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署長に対して提出する。その際、医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などについては、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する。また、給与所得のある人は、このほかに給与所得の源泉徴収票（原本）も添付する。

(2) セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）

① 概要

納税者が、自己または生計を一にする配偶者・親族のためにスイッチOTC医薬品等購入費を支払った場合には、一定の金額の所得控除（医療費控除）を受けることができる。

② 控除額の計算

セルフメディケーション税制による医療費控除の金額は、実際に支払ったスイッチOTC医薬品等購入費の合計額（保険金などで補填される部分を除く）から1万2千円を差し引いた金額（最高8万8千円）となる。

③ 適用を受けるための手続き

セルフメディケーション税制の適用に関する事項を記載した確定申告書を所轄税務署長へ提出する。

次の書類を確定申告書に添付するか、又は確定申告書の提出の際に提示する。

- (A) スイッチOTC医薬品等購入費の領収書等
- (B) セルフメディケーション税制の適用を受ける納税者が、その適用を受けようとする
年分に一定の取組みを行ったことを明らかにする書類

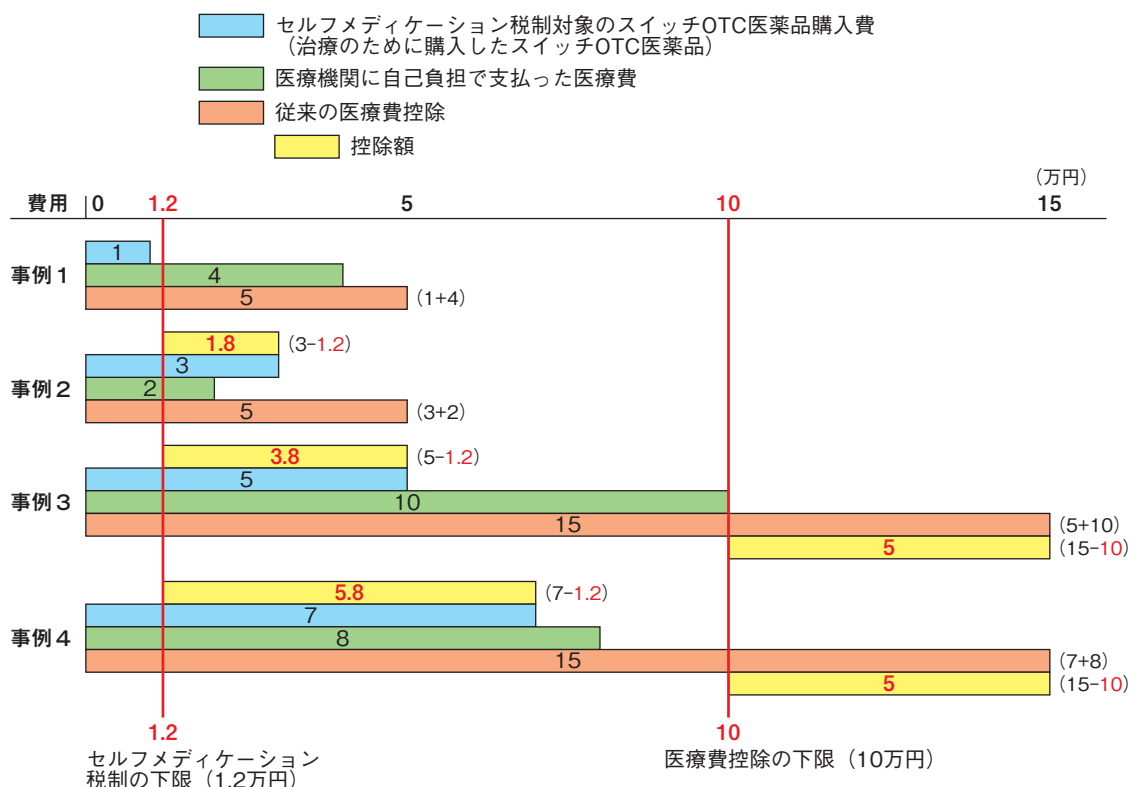
(例) 予防接種の領収書又は予防接種済証、がん検診の領収書又は結果通知表、定期健康診断の結果通知表、特定健康診査の領収書又は結果通知表、人間ドッグやがん検診を始めとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表 等

なお、結果通知表は写しでの提出が可能で、健診結果部分を黒塗り等した写しでも可。

また、給与所得のある人は、このほかに給与所得の源泉徴収票（原本）も添付する。

確定申告については、2月中旬から3月中旬の定められた期間に行う必要がある。（確定申告の具体的な手続きについては、税務署や国税庁のホームページ等で確認下さい。）

セルフメディケーション税制と従来の医療費控除の関係（概略）



事例1：どちらも控除金額に達していないため、控除を受けられない。

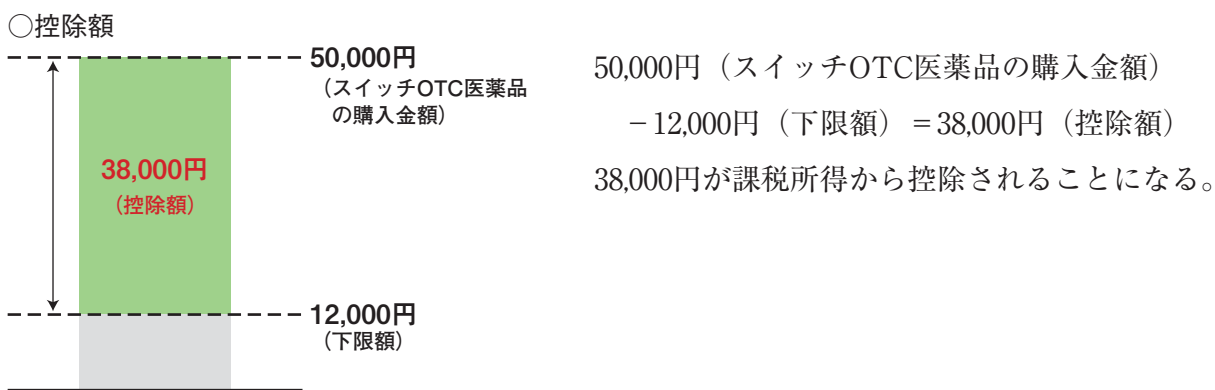
事例2：医療費控除の下限10万円に達していないが、セルフメディケーション税制の下限1.2万円を超えている。セルフメディケーション税制を使用、控除額 1.8万円（3 - 1.2万円）。

事例3：どちらも下限を超えており、選択可能。
セルフメディケーション税制控除 3.8万円（5 - 1.2万円） < 医療費控除 5万円（15 - 10万円）となり、医療費控除を使用。

事例4：どちらも下限をこえており、選択可能。
セルフメディケーション税制控除 5.8万円（7 - 1.2万円） > 医療費控除 5万円（15 - 10万円）となり、セルフメディケーション税制を使用。

○セルフメディケーション税制を活用した減税額の計算例（概算）

ここでは、課税所得400万円の人が、スイッチOTC医薬品を年間5万円分購入した場合の減税額を計算してみる。（この購入金額には、生計を一にする配偶者・親族の購入分を含む。）



◎減税額

- ①所得税：38,000円（控除額）×20%（所得税率） = 7,600円（減税効果）
 - ②個人住民税：38,000円（控除額）×10%（個人住民税率） = 3,800円（減税効果）
- ①と②の合計で11,400円の減税効果となる。

2017年分のスイッチOTC医薬品の購入費が12,000円を超える場合には、18年2月中旬から3月中旬の定められた期間に確定申告をすることで所得税の一部が戻り、翌年度（18年度）の個人住民税の負担が軽減されることになる。

さいごに

セルフメディケーション税制は、適切な健康管理の下で医療用医薬品と代替性が高い成分を含んだスイッチOTC医薬品等の使用の推進を図り、セルフメディケーションに取り組む環境整備を目的としている。

これまで、1年間に自己負担した医療費の合計額が原則10万円を超えなければ活用できなかった医療費控除が、このセルフメディケーション税制の施行により定期健康診断、予防接種などを受けている人で、スイッチOTC医薬品を家族の購入分を含めて年間12,000円を超えて購入した人は、確定申告をすることで所得控除が受けられる。

セルフメディケーション（自主服薬）の推進は、自発的な健康管理や疾病予防の促進のみならず、医療費の適正化にもつながると考えられる。今後の進展に期待したい。

（上村 秀明）